

第5次新城市定員適正化計画

《令和5年度～令和9年度》

令和5年3月

目 次

1	はじめに	1
2	これまでの定員適正化の取り組み	2
	(1) 第1次定員適正化計画	
	(2) 第2次定員適正化計画	
	(3) 第3次定員適正化計画	
	(4) 第4次定員適正化計画	
3	職員数の現状と課題	3
	(1) 本市を取り巻く状況	
	(2) 類似団体との比較	
4	第5次定員適正化計画	4
	(1) 策定の基本方針	
	(2) 計画期間	
	(3) 部門別及び職種別計画	
5	おわりに	7

《参考資料》

- ◆所属別職員数（令和4年4月1日現在）
- ◆第4次定員適正化計画《令和4年度までの実績》
- ◆類似団体（市I-0<35団体>）の部門別職員数

1 はじめに

本市は、平成17年の市町村合併から、令和7年10月に合併20周年を迎えます。この間、市役所本庁舎が平成30年5月に新たに開庁したことをはじめ、各総合支所整備も令和5年5月の鳳来総合支所の開所をもって完了し、新市における市民サービスの拠点が整い、市民福祉の向上がますます期待されます。

全国的に新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、第8波の感染拡大抑制の呼びかけが行われ市民サービスの低下が懸念される中、本市においては『第2次新城市総合計画中期基本計画』に位置づけられる各種事業の着実な実施と市長マニフェストに掲げる5つの目標と36の提案に基づく事業に取り組んでいきます。

これらの事業を担う本市の職員数は合併以降大きく変化してきました。合併時に1,078人在籍した職員は、第1次から第4次までの定員管理計画に基づき、適材適所による業務の効率化を図り最低限必要な職員数で組織し、令和4年4月現在は899人となっています。

しかし、令和5年度から公務員の定年引き上げ制度がはじまり、職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられ、令和13年度までは隔年で職員が定年退職を迎えます。また、働き方改革に伴い職員の育児休業や部分休業の取得が増え、将来的にこの状況が続くことが予想されます。更には令和15年度以降、定年退職を迎える職員が多くなるなど、退職者補充をしながら現状の職員数を維持していくことが困難になってきました。こうした状況から、必要な事業を確実に遂行する職員数を確保し、かつ将来的な職員の年齢構成を適正に保つためには、退職者の増減に関わらず一定数を採用していくことが必要です。

一方、本市は社会保障費の増加や地方交付税の合併算定替が終了するなど、財政状況は厳しいものとなっています。必要な職員数を確保することに合わせて、事務事業の見直しや既存事業の廃止を行うなど、事業実施に必要な職員数の削減を行って行く必要があります。

本市ではこれまで適正な職員数は『第4次新城市定員適正化計画』で管理してきましたが、今般、本計画がその終期を迎えることから、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする『第5次新城市定員適正化計画』を策定しました。

なお、本計画は『第2次新城市総合計画』、『新城市行政改革推進計画』との整合性を図りながら、本市の行政サービスを維持・向上させるために必要な職員数を

見込み、それを部門別・職種別に示した計画としています。

2 これまでの定員適正化の取り組み

(1) 第1次定員適正化計画

平成18年度から平成22年度までを計画期間とした『第1次定員適正化計画』では、国から“5年間で△4.6%以上の純減を目指すように”との数値目標が示されました。

本市では、医師不足に端を発した市民病院の経営危機により医療職の離職が相次いだ影響もありましたが、合併の直後であったことから、そのスケールメリットを生かした組織機構の見直しや事務事業の再編・整理などを大胆かつ積極的に行った結果、5年間で199人(△18.1%)の定員純減を達成しました。

(2) 第2次定員適正化計画

平成23年度から平成27年度までを計画期間とした『第2次定員適正化計画』の策定に当たっては、国から具体的な数値目標は示されず、各自治体が地域の実情に応じて適切な定員管理を行う指導がありました。

本市では、『第1次行政改革推進計画(集中改革プラン)』の終了後、それに続く行政改革に関する具体的な計画が策定されなかったため、類似団体の職員数を基準とした暫定的な計画として策定し、全体では5年間で17人の増員(+1.9%)を図ることを目標に掲げました。増員とした主な理由は、新東名高速道路の開通を控えた消防・救急体制の充実を図るとともに、市民病院において回復期リハビリ病棟の開設に向けた体制整備が必要だったことによるものです。計画に沿って職員採用を進めたところ、目標値の17人には及ばず5年間で4人の増員に留まりました。

(3) 第3次定員適正化計画

平成27年度から平成31年度までを計画期間とした『第3次定員適正化計画』は、『新城市行政改革推進計画』と整合性を図りながら、本市の財政状況、行政需要の見通し、国や県からの権限移譲の状況、さらには類似団体の状況なども勘案しながら、行政サービスを維持・向上させるために最低限必要な職員を確保するという考え方に基づいて策定しました。

そこで、常勤職員の増員は極力抑えることとし、その補充は常勤職員と同

等の職責を有する再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員を活用するほか、必要に応じて臨時職員や嘱託職員を任用し、行政サービスの質や量が低下しないよう配慮していくこととしました。

(4) 第4次定員適正化計画

令和元年度から令和5年度までを計画期間とした『第4次定員適正化計画』も第3次定員適正化計画と同様に、『新城市行政改革推進計画』と整合性を図りながら、本市の財政状況、行政需要の見通し、国や県からの権限移譲の状況、さらには類似団体の状況なども勘案しながら、行政サービスを維持・向上させるために最低限必要な職員を確保するという考え方に基づいて策定しました。

常勤職員の増員は極力抑えることとし、その補充は正規職員と同等の職責を有する再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員のほか、新たに導入される会計年度任用職員の活用を見据えて、行政サービスの質や量が低下しないよう配慮していくこととしました。

3 職員数の現状と課題

(1) 本市を取り巻く状況

人口減少や少子高齢化の進展などの社会経済環境の変化は、市役所の仕事内容や職員の働き方に大きな影響をもたらし、若年労働力の深刻な供給制限は、本市に限らず避けられません。市民ニーズの多様化・高度化に伴う行政需要の拡大、主要施策の実施に伴う組織の改編により、事業の遂行に必要な常勤職員数が増加しています。また、子育て世代の女性職員が多く、一定数が育児休業や部分休業等を取得する状況は今後も続く傾向が予想されます。

令和5年度からは職員の定年が段階的に引き上げられ、令和13年度までは、定年退職が隔年で発生することになり、更には、令和15年度以降は多くの職員が定年退職する状況が続いていきます。このため、将来的な職員の年齢構成のバランスや優秀な人材の確保を視野に入れた定員管理を行っていく必要があります。

一方、本市の財政運営は今後においても大変厳しいものと予想されるため、引き続き事務の効率化や事務事業の廃止や見直しを推進するとともに、職員の

更なる能力向上を図り、行政サービスの水準を維持・向上させていく必要があります。

(2) 類似団体との比較

国が示している類似団体の区分では、人口によって4つ（Ⅰ～Ⅳ）、産業構造によって4つ（0～3）の計16区分に分類されています。

産業構造		Ⅱ次・Ⅲ次90%以上		Ⅱ次・Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0人以上 50,000人未満	Ⅰ-3	Ⅰ-2	Ⅰ-1	Ⅰ-0
	50,000人以上 100,000人未満	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	100,000人以上 150,000人未満	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	150,000人以上	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0

このうち本市は、「Ⅰ-0」の区分に分類され、県内には同区分に分類される市は他にありません。

自治体の職員数は、人口規模や産業構造だけではなく、面積、地勢条件、財政状況、公共施設の整備状況など様々な要因によって決定されるものがあります。本市の特徴である小規模な公立保育所が多いことや消防業務において北設楽郡も管轄地域としていることなどを勘案したうえで、類似団体の職員数を参考に適正人員の検討を行いました。

4 第5次定員適正化計画

(1) 策定の基本方針

『第5次新城市定員適正化計画』は、定年引上げ、将来的な退職者の増加、育児休業などの状況を考慮するとともに、本市の財政状況、行政需要の見通しを勘案しながら、将来的な職員の年齢バランスを適正化していくという考えに基づいて策定しました。

定年引上げ期間中においては、基本的に定年退職が隔年で発生することになります。そこで一定数の職員を採用していくこととで、将来的な退職者の

増減による年齢構成のバラツキを解消させていきます。

また、育児休業等による職員の不足には、任期付育休代替職員の任用や、再任用（フルタイム）職員の任用を行いながら、職員力・組織力を最大限発揮できる行政運営体制となるよう策定しました。

（２）計画期間

令和４年４月１日を基準とし、令和９年４月１日を目標とした５年間の計画（令和５年度～令和９年度）とします。

（３）部門別及び職種別計画

全体では、令和９年４月１日までの５年間で７８人（＋８．７％）の増員を見込んだ計画としています。

なお、部門別及び職種別では、次のような計画としています。

ア 部門別

普通会計ベースでは５年間に４１人（＋６．５％）、公営企業等会計ベースでは５年間に３７人（＋１４．０％）のそれぞれ増員を見込んでいます。

ただし、類似団体と比べて公立保育所の部門と消防の部門が極端に多い本市の特徴を踏まえ、両部門を除いた普通会計ベースで比較すると、５年間で１５人の増員となっています。

イ 職種別

（ア）一般事務・一般技術

職員年齢構成のバランスを考慮し、将来的な採用を平準化するため、定年引上げ期間中で定年退職者がいない年度においても一定数の職員を確保していくため、５年間で１６人（＋４．１％）の増員を見込んでいます。

（イ）保育士・幼稚園教諭

ここ数年、採用職員数に対して退職職員数が多い状況にあるため、常勤の保育士が減少しています。一方で時間外保育や未満児保育の需要が年々高まっていることなどを踏まえ、職員数を増やしていく必要があることから５年間で７人（＋６．０％）の増員を見込んでいます。なお、クラス担当の保育士・幼稚園教諭については、原則として常勤職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員をもって充て、それ以外は会計年度任用職員（パートタイム）を任用することにより、増大する

保育需要に対応していく予定です。

(ウ) 消防職

消防の組織は、消防を取り巻く社会経済情勢の変化に関わらず、安定した消防サービスを提供する必要があります。住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防組織法及び消防力の整備指針に基づき必要な消防力を算定し、消防力の整備に努めています。消防本部では、第2次総合計画のもと安定した消防サービスの提供に必要な消防体制を目指し、5年間で19人(+12.5%)の増員を計画しています。これは、慢性的な人員不足の解消に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により露呈された警防活動体制の弱点を克服するものです。また、令和5年度から開始される定年の引上げに対応できるよう、働き方改革を含めた消防組織体制の充実強化に取り組んでいきます。

(工) 技能労務職

平成28年度までは、『新城市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針』に基づき、原則として退職者不補充として対応をしていましたが、平成29年度から必要最低限の技能労務職の採用を再開したことから、今後も必要となる職種については採用を行っていきます。

現在の常勤職員の年齢が高齢を迎えてくることから、技術の継承等を考えて、各職種とも必要数を採用することとします。また、市民病院における看護師の負担を軽減するため、看護助手を段階的に増やしていくこととし、5年間で5人(+31.3%)の増員を見込んでいます。

(才) 医師・歯科医師

奥三河地域の基幹病院である新城市民病院の役割を果たすため、あらゆる方法を駆使して医師確保に全力を挙げていくこととします。

ただし、確保が困難な状況は相変らず続いているとともに、将来的に医局人事による医師の引揚げなど不安定要素があることから、少なくとも令和4年4月1日現在の人員は維持するという方針で、5年間で2人(+8.3%)の増員を見込んでいます。

(力) 医療技術職

慢性的に不足している薬剤師を始めとする医療技師の採用を進めるため、5年間で10人(+15.9%)の増員を見込んでいます。

(キ) 看護・保健職

保健師の退職補充を行うとともに、慢性的に不足している市民病院の看護師の採用を進めるため、5年間で19人(+13.5%)の増員を見込んでいます。

5 おわりに

本計画は、令和9年度までの5カ年計画ですが、この先令和15年度から定年退職者の急激な増加が見込まれますので、必要職員数の確保、優秀な人材の確保、将来的な職員年齢構成など、定年退職者を一括補充することへのリスクを考慮し、毎年一定数を採用していくこととしています。このため、本計画期間中では、職員数は増加することとなりますが、将来的な計画においては、現状の職員数まで減少させていく予定です。

また、今後社会・経済情勢の変化や令和5年度から段階的に引き上げられる職員の定年の状況など、本市を取り巻く環境が大きく変化した場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

第5次定員適正化計画

《令和5年度～令和9年度》

【部門別】

区 分			R4.4.1 現在	(R4.4.2～R5.4.1)			R5.4.1 現在	(R5.4.2～R6.4.1)			R6.4.1 現在	(R6.4.2～R7.4.1)			R7.4.1 現在	(R7.4.2～R8.4.1)			R8.4.1 現在	(R8.4.2～R9.4.1)			R9.4.1 現在	R4.4.2からR9.4.1までの累計及び増減					類似団体 【修正値】 (I-O)	計画最終 目標人員	類似団体 との比較 (I-O)	
				退職	採用	異動		退職	採用	異動	R9.4.1 人員	増減 (R9-R4)				増減率 (%)																
普通会計	一般行政	議 会	5	0	0	0	5	0	0	0	5	△ 1	1	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	△ 1	1	0	5	0	0.0	6	5	△ 1
		総 務	135	△ 6	7	0	136	0	4	0	140	△ 2	2	0	140	0	1	0	141	△ 2	2	0	141	△ 10	16	0	141	6	4.4	108	141	33
		税 務	20	△ 1	1	0	20	0	1	0	21	0	0	0	21	0	0	0	21	0	0	0	21	△ 1	2	0	21	1	5.0	26	21	△ 5
		労 働	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0.0	3	2	△ 1
		農 林 水 産	26	△ 1	2	0	27	0	0	0	27	△ 1	1	0	27	0	1	0	28	△ 1	1	0	28	△ 3	5	0	28	2	7.7	33	28	△ 5
		商 工	17	△ 1	2	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18	△ 1	2	0	18	1	5.9	15	18	3
		土 木	37	0	0	0	37	0	1	0	38	△ 1	1	0	38	0	1	0	39	0	0	0	39	△ 1	3	0	39	2	5.4	36	39	3
		福 祉 を 除 く 一 般 行 政	242	△ 9	12	0	245	0	6	0	251	△ 5	5	0	251	0	3	0	254	△ 3	3	0	254	△ 17	29	0	254	12	5.0	227	254	27
		生	158	△ 14	5	0	149	0	4	0	153	△ 1	4	0	156	0	5	0	161	△ 3	4	0	162	△ 18	22	0	162	4	2.5	105	162	57
		うち保育所	117	△ 11	4	0	110	0	4	0	114	△ 1	4	0	117	0	4	0	121	△ 2	4	0	123	△ 14	20	0	123	6	5.1	53	123	70
	保 育 所 を 除 く 民	41	△ 3	1	0	39	0	0	0	39	0	0	0	39	0	1	0	40	△ 1	0	0	39	△ 4	2	0	39	△ 2	△ 3	52	39	△ 13	
	衛 生	41	△ 2	1	0	40	0	3	0	43	△ 1	1	0	43	0	0	0	43	△ 1	1	0	43	△ 4	6	0	43	2	4.9	64	43	△ 21	
	福 祉 関 係 の 一 般 行 政	199	△ 16	6	0	189	0	7	0	196	△ 2	5	0	199	0	5	0	204	△ 4	5	0	205	△ 22	28	0	205	6	3.0	169	205	36	
	一 般 行 政 計	441	△ 25	18	0	434	0	13	0	447	△ 7	10	0	450	0	8	0	458	△ 7	8	0	459	△ 39	57	0	459	18	4.1	396	459	63	
特別行政	教 育	42	△ 4	6	0	44	0	0	0	44	0	0	0	44	0	1	0	45	△ 1	1	0	45	△ 5	8	0	45	3	7.1	50	45	△ 5	
	消 防	152	△ 1	2	0	153	0	6	0	159	0	5	0	164	0	4	0	168	0	4	0	172	△ 1	21	0	172	20	13.2	91	172	81	
特 別 行 政 計	194	△ 5	8	0	197	0	6	0	203	0	5	0	208	0	5	0	213	△ 1	5	0	217	△ 6	29	0	217	23	11.9	141	217	76		
普通会計計			635	△ 30	26	0	631	0	19	0	650	△ 7	15	0	658	0	13	0	671	△ 8	13	0	676	△ 45	86	0	676	41	6.5	537	676	139
保育所、消防を除く普通会計計			366	△ 18	20	0	368	0	9	0	377	△ 6	6	0	377	0	5	0	382	△ 6	5	0	381	△ 30	45	0	381	15	4.1	393	381	△ 12
公営企業等 公会	公営企業等	病 院	219	△ 13	14	0	220	△ 4	19	0	235	△ 6	13	0	242	△ 3	12	0	251	△ 6	12	0	257	△ 32	70	0	257	38	17.4			
		上 水	13	△ 1	2	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	△ 1	1	0	14	△ 2	3	0	14	1	7.7			
		下 水	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0.0			
		そ の 他	24	△ 2	0	0	22	0	0	0	22	0	0	0	22	0	1	0	23	△ 2	1	0	22	△ 4	2	0	22	△ 2	△ 8.3			
公営企業等会計計			264	△ 16	16	0	264	△ 4	19	0	279	△ 6	13	0	286	△ 3	13	0	296	△ 9	14	0	301	△ 38	75	0	301	37	14.0			
合 計			899	△ 46	42	0	895	△ 4	38	0	929	△ 13	28	0	944	△ 3	26	0	967	△ 17	27	0	977	△ 83	161	0	977	78	8.7			

【職種別】

区 分			R4.4.1 現在	(R4.4.2～R5.4.1)			R5.4.1 現在	(R5.4.2～R6.4.1)			R6.4.1 現在	(R6.4.2～R7.4.1)			R7.4.1 現在	(R7.4.2～R8.4.1)			R8.4.1 現在	(R8.4.2～R9.4.1)			R9.4.1 現在	R4.4.2からR9.4.1までの累計及び増減					
				退職	採用	異動		退職	採用	異動		退職	採用	異動		退職	採用	異動		退職	採用	異動		退職	採用	任用替	R9.4.1 人員	増減 (R9-R4)	増減率 (%)
一般事務・一般技術			387	△ 15	23	0	395	0	5	0	400	△ 5	5	0	400	0	5	0	405	△ 7	5	0	403	△ 27	43	0	403	16	4.1
保育士・幼稚園教諭			116	△ 11	4	0	109	0	4	0	113	△ 1	4	0	116	0	4	0	120	△ 1	4	0	123	△ 13	20	0	123	7	6.0
消 防 職			152	△ 1	2	△ 1	152	0	6	0	158	0	5	0	163	0	4	0	167	0	4	0	171	△ 1	21	△ 1	171	19	12.5
技 能 労 務 職			16	△ 2	0	1	15	0	4	0	19	0	1	0	20	0	1	0	21	△ 1	1	0	21	△ 3	7	1	21	5	31.3
医 師 ・ 歯 科 医 師			24	△ 3	3	0	24	△ 4	5	0	25	△ 3	4	0	26	△ 3	3	0	26	△ 3	3	0	26	△ 16	18	0	26	2	8.3
医 療 技 術 職			63	△ 2	5	0	66	0	2	0	68	0	2	0	70	0	2	0	72	△ 1	2	0	73	△ 3	13	0	73	10	15.9
看 護 ・ 保 健 職			141	△ 12	5	0	134	0	12	0	146	△ 4	7	0	149	0	7	0	156	△ 4	8	0	160	△ 20	39	0	160	19	13.5
合 計			899	△ 46	42	0	895	△ 4	38	0	929	△ 13	28	0	944	△ 3	26	0	967	△ 17	27	0	977	△ 83	161	0	977	78	8.7

参 考 资 料

所属別職員数（令和4年4月1日現在）

部	課	部別職員	課別職員	派遣職員	職 員 内 訳											計	再任用	任期付
					部長	副部長	課長	副課長	係長・主任	一般	保育	消防	医療	他	技能・労務			
総務部	行政課	40	15		1		2	1	3	7				1	15			
	公共交通対策室		4			1	1		2						4			
	財政課		9			1	2	1	5						9			
	資産管理室		8		1		1	2	4						8			
	防災対策課		4		1		1		2						4			
企画部	秘書人事課	56	28		1		2	2	4	18			1	28				
	企画政策課		8			1		3	4					8				
	情報政策課		9	1		1		3	5					9				
	市民自治推進課		11		1	1		2	6					10	1			
自治振興事務所		10					2	2	6				10					
市民環境部	税務課	59	16		1	1		2	2	9				15	1			
	債権管理室		6				1	1	3			1		6				
	市民課		11			1		1	1	8					11			
	環境政策課		6			1		1	1	3					6			
	生活環境課		20			1	1	1		4				4	11	3	6	
健康福祉部	福祉課	230	11		1		1	1	1	7					11			
	(社会福祉協議会)		3						2			1			3			
	高齢者支援課		14				1	2	1	7					11		3	
	保険医療課		12				1	1	1	9					12			
	こども未来課		14				2	2	1	5					10	1	3	
	児童養育支援室		3				1		1						2		1	
	こども園・おおぞら園		128				14	8	14		80			1	117	3	8	
	健康課		19			2	2	2	4				6	2	18		1	
	地域医療支援センター		0												0			
	地域医療支援室		3			1				1	1				3			
	訪問看護ステーション		12				1	1	1				9		12			
	しんしろ助産所		3			1	1		1						3			
	作手診療所		8				2	2					3		7	1		
産業振興部	産業政策課	44	9		1	1	1	1	1	4					9			
	農業課		15			1	2	2	2	8					15			
	(農林業公社)		1							1					1			
	森林課		8				2	1	1	3					7	1		
観光課	11			1			3	7					11					
建設部	土木課	38	21		1	1		1	3	9				3	18	1	2	
	道路政策推進室		3				1		2						3			
	用地開発課		6				2	1	1	1					5	1		
	都市計画課		8				1	2	1	4					8			
鳳来総合支所	地域課	13	13		1	1	2	1	5					10	2	1		
作手総合支所	地域課	12	12		1	1	2	2	5					11	1			
市民病院	診療部	223	23		1	2	8	2	4			6			23			
	医療安全対策室		1				1								1			
	院内感染対策室		1				1								1			
	看護部		120			1	8		11			82	3	5	110	10		
	医療技術部		60			3	7	7	7	4			32		60			
	経営管理部総務企画課		11		1	1		1	2	6					11			
	経営管理部医事課		5				1		1	2					4	1		
経営管理部医療情報室	2				1		1						2					
上下水道部	経営課	22	9		1		1	1	1	4					8	1		
	整備課		13				1	2	1	9					13			
会計管理者	会計課	4	4			1			1	2				4				
消防本部	消防総務課	152	15		1		2	2	2	1		7			15			
	予防課		11				1	1	3			6			11			
	消防署		126			1	1	9	25			90			126			
教育委員会	教育総務課	66	13		1	1		1	3	4					10	1	2	
	小中学校		21										2		2	3	16	
	学校教育課		8	2		1	1	2	1	3					8			
	生涯共育課		24			2	3	1	4	11			1		22	2		
議会事務局	議会事務局	5	5		1	1	1		2					5				
監査委員事務局	監査委員事務局	3	3		1		1							2	1			
計		977	977	3	13	31	87	76	136	210	80	103	107	40	16	899	35	43

第4次定員適正化計画

《令和4年度までの実績》

【部門別】 《教育長は除く。》

単位:人

	計画策定当初人員 (H30.4.1現在)	H31.4.1現在				R2.4.1現在				R3.4.1現在				R4.4.1現在				計画策定当初人員 (H30.4.1現在) 【①】	計画最終目標人員 (R4.4.1現在) 【②】	R4.4.1現在 実績人員 【③】	これまでの削減人員 【③-①】	H30.4.1現在 実績人員と 計画最終目標 人員との差 【③-②】	これまでの 達成率(%) 【③÷②×100】
		計画 《ア》	実績 《イ》	実績-計画 《イ-ア》	達成率(%) 《イ÷ア×100》	計画 《ウ》	実績 《エ》	実績-計画 《エ-ウ》	達成率(%) 《エ÷ウ×100》	計画 《オ》	実績 《カ》	実績-計画 《カ-オ》	達成率(%) 《カ÷オ×100》	計画 《キ》	実績 《ク》	実績-計画 《ク-キ》	達成率(%) 《ク÷キ×100》						
一般行政	5	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	5	0	0	100.0
議 会	5	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	0	100.0	5	5	5	0	0	100.0
総 務	127	127	137	10	107.9	127	136	9	107.1	127	136	9	107.1	127	135	8	106.3	127	127	135	8	8	106.3
税 務	22	23	23	0	100.0	23	22	△1	95.7	23	21	△2	91.3	23	20	△3	87.0	22	23	20	△2	△3	87.0
労 働	2	3	2	△1	66.7	3	2	△1	66.7	3	2	△1	66.7	3	2	△1	66.7	2	3	2	0	△1	66.7
農 林 水 産	29	29	29	0	100.0	29	30	1	103.4	29	28	△1	96.6	29	26	△3	89.7	29	29	26	△3	△3	89.7
商 工	19	20	20	0	100.0	20	20	0	100.0	20	19	△1	95.0	20	17	△3	85.0	19	20	17	△2	△3	85.0
土 木	32	32	34	2	106.3	32	34	2	106.3	32	34	2	106.3	32	37	5	115.6	32	32	37	5	5	115.6
福祉を除く一般行政	236	239	250	11	104.6	239	249	10	104.2	239	245	6	102.5	239	242	3	101.3	236	239	242	6	3	101.3
民 生	165	171	167	△4	97.7	171	165	△6	96.5	171	165	△6	96.5	172	158	△14	91.9	165	172	158	△7	△14	91.9
衛 生	44	45	43	△2	95.6	45	42	△3	93.3	45	42	△3	93.3	45	41	△4	91.1	44	45	41	△3	△4	91.1
福祉関係の一般行政	209	216	210	△6	97.2	216	207	△9	95.8	216	207	△9	95.8	217	199	△18	91.7	209	217	199	△10	△18	91.7
小 計	445	455	460	5	101.1	455	456	1	100.2	455	452	△3	99.3	456	441	△15	96.7	445	456	441	△4	△15	96.7
特別行政	42	43	42	△1	97.7	38	37	△1	97.4	38	39	1	102.6	38	42	4	110.5	42	38	42	0	4	110.5
教 育	42	43	42	△1	97.7	38	37	△1	97.4	38	39	1	102.6	38	42	4	110.5	42	38	42	0	4	110.5
消 防	145	147	147	0	100.0	149	148	△1	99.3	151	149	△2	98.7	153	152	△1	99.3	145	153	152	7	△1	99.3
小 計	187	190	189	△1	99.5	187	185	△2	98.9	189	188	△1	99.5	191	194	3	101.6	187	191	194	7	3	101.6
公営企業等計	220	225	227	2	100.9	226	219	△7	96.9	225	219	△6	97.3	225	219	△6	97.3	220	225	219	△1	△6	97.3
病 院	220	225	227	2	100.9	226	219	△7	96.9	225	219	△6	97.3	225	219	△6	97.3	220	225	219	△1	△6	97.3
上 水	16	16	16	0	100.0	16	16	0	100.0	16	13	△3	81.3	16	13	△3	81.3	16	16	13	△3	△3	81.3
下 水	10	10	9	△1	90.0	10	8	△2	80.0	10	8	△2	80.0	10	8	△2	80.0	10	10	8	△2	△2	80.0
そ の 他	22	22	22	0	100.0	22	22	0	100.0	22	23	1	104.5	22	24	2	109.1	22	22	24	2	2	109.1
小 計	268	273	274	1	100.4	274	265	△9	96.7	273	263	△10	96.3	273	264	△9	96.7	268	273	264	△4	△9	96.7
合 計	900	918	923	5	100.5	916	906	△10	98.9	917	903	△14	98.5	920	899	△21	97.7	900	920	899	△1	△21	97.7

【職種別】 《教育長は除く。》

単位:人

	計画策定当初人員 (H30.4.1現在)	H31.4.1現在				R2.4.1現在				R3.4.1現在				R4.4.1現在				計画策定当初人員 (H30.4.1現在) 【①】	計画最終目標人員 (R4.4.1現在) 【②】	R4.4.1現在 実績人員 【③】	これまでの削減人員 【③-①】	H30.4.1現在 実績人員と 計画最終目標 人員との差 【③-②】	これまでの 達成率(%) 【③÷②×100】
		計画 《ア》	実績 《イ》	実績-計画 《イ-ア》	達成率(%) 《イ÷ア×100》	計画 《ウ》	実績 《エ》	実績-計画 《エ-ウ》	達成率(%) 《エ÷ウ×100》	計画 《オ》	実績 《カ》	実績-計画 《カ-オ》	達成率(%) 《カ÷オ×100》	計画 《キ》	実績 《ク》	実績-計画 《ク-キ》	達成率(%) 《ク÷キ×100》						
一般事務・一般技術	388	395	399	4	101.0	396	391	△5	98.7	392	386	△6	98.5	391	387	△4	99.0	388	391	387	△1	△4	99.0
保育士・幼稚園教諭	117	123	122	△1	99.2	124	122	△2	98.4	124	123	△1	99.2	125	116	△9	92.8	117	125	116	△1	△9	92.8
消 防 職	145	147	147	0	100.0	149	148	△1	99.3	151	149	△2	98.7	153	152	△1	99.3	145	153	152	7	△1	99.3
技 能 労 務 職	17	19	20	1	105.3	14	18	4	128.6	15	17	2	113.3	16	16	0	100.0	17	16	16	△1	0	100.0
医 師 ・ 歯 科 医 師	24	24	26	2	108.3	24	24	0	100.0	24	24	0	100.0	24	24	0	100.0	24	24	24	0	0	100.0
医 療 技 術 職	59	59	59	0	100.0	60	59	△1	98.3	61	60	△1	98.4	61	63	2	103.3	59	61	63	4	2	103.3
看 護 ・ 保 健 職	150	151	150	△1	99.3	149	144	△5	96.6	150	144	△6	96.0	150	141	△9	94.0	150	150	141	△9	△9	94.0
合 計	900	918	923	5	100.5	916	906	△10	98.9	917	903	△14	98.5	920	899	△21	97.7	900	920	899	△1	△21	97.7

類似団体の部門別職員数

類型：一般市Ⅰ-0（34団体）・・・（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%未満の団体）

<令和3年4月1日現在>

市町村コード	団体名	普通会計											公営企業会計部門					合計	面積【R3.10.1】		住基人口【R3.1.1】		普通会計職員数		普通会計人口1万人当たり職員数		人件費率【R2決算】		一般行政職ラスパ/ルス指数【R3.4.1】		一般行政職平均年齢【R3.4.1】									
		一般行政部門											教育部門	消防部門	小計	病院	水道		下水道	その他	小計	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位											
		福祉を除く一般行政							福祉		計	計																		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
		議会	総務	税務	労働	農林水産	商工	土木	計	民生																														
022098	青森県つがる市	5	82	28	2	28	4	16	165	33	16	214	39	105	358	0	0	6	24	30	388	253.55	14	31,413	17	358	8	113.97	9	11.30	26	96.10	29	41.50	24					
022101	青森県平川市	5	83	22	0	25	9	27	171	33	22	226	46	0	272	12	6	7	19	44	316	346.01	10	30,708	18	272	29	88.58	25	11.40	25	94.70	33	40.10	32					
032085	岩手県遠野市	4	64	15	0	26	19	16	144	34	29	207	48	49	304	4	6	5	13	28	332	825.97	2	26,013	28	304	20	116.86	7	12.70	19	97.20	20	43.80	6					
032107	岩手県陸前高田市	4	45	8	0	18	14	17	106	40	17	163	27	35	225	9	7	0	9	25	250	231.94	17	18,637	34	225	34	120.73	6	3.40	35	95.10	32	41.90	18					
032131	岩手県二戸市	5	69	16	4	21	15	24	154	72	23	249	36	0	285	11	6	0	13	30	315	420.42	7	26,138	27	277	26	105.98	15	13.00	18	97.20	20	41.60	21					
032140	岩手県八幡平市	4	86	16	1	27	12	24	170	67	20	257	19	0	276	61	7	8	12	88	364	862.30	1	24,788	30	276	28	111.34	11	11.50	24	96.60	28	41.20	26					
052141	秋田県にかほ市	3	53	12	2	15	21	9	115	37	13	165	38	64	267	4	8	3	7	22	289	241.13	16	23,841	31	268	30	112.41	10	15.10	5	93.50	34	41.60	21					
062081	山形県村山市	4	53	10	1	16	8	19	111	35	12	158	29	44	231	0	7	5	18	30	261	196.98	26	23,191	32	231	32	99.61	19	13.80	12	98.20	11	43.60	7					
062111	山形県東根市	5	72	23	0	26	8	19	153	54	22	229	43	60	332	0	12	10	20	42	374	206.94	22	47,808	3	332	15	69.44	35	10.40	31	98.30	10	39.30	35					
062120	山形県尾花沢市	3	50	12	1	15	8	13	102	36	14	152	25	51	228	17	4	0	12	33	261	372.53	8	15,350	35	228	33	148.53	3	14.70	7	97.70	15	40.20	31					
072095	福島県相馬市	6	76	22	0	20	7	35	166	28	23	217	77	0	294	0	0	6	13	19	313	197.79	25	34,274	13	294	22	85.78	29	9.30	33	100.90	1	41.20	26					
072117	福島県田村市	5	88	14	0	30	15	28	180	70	36	286	45	0	331	0	7	4	18	29	360	458.33	4	35,653	12	331	16	92.84	21	9.10	34	96.70	26	42.80	11					
082295	茨城県稲敷市	4	93	22	0	21	6	26	172	36	24	232	110	0	342	0	11	10	28	49	391	205.81	24	39,806	10	342	11	85.92	28	11.60	23	96.80	25	42.80	11					
082333	茨城県行方市	4	85	18	0	21	6	22	156	34	34	224	55	0	279	0	7	7	18	32	311	222.48	19	33,775	15	287	23	84.97	30	16.70	2	97.50	16	44.80	1					
082341	茨城県鉾田市	4	74	30	0	29	9	27	173	69	47	289	52	0	341	0	9	10	32	51	392	207.60		48,160		341		70.81		10.10		98.90		40.30						
092151	栃木県那須烏山市	4	57	16	0	15	8	13	113	46	17	176	47	0	223	1	7	3	12	23	246	174.35	29	25,567	29	223	35	87.22	27	12.50	20	97.90	13	41.60	21					
152234	新潟県阿賀野市	5	82	24	0	26	9	29	175	52	38	265	70	85	420	1	19	11	15	46	466	192.74	27	41,372	9	420	3	101.52	18	13.20	16	96.10	29	44.30	2					
152277	新潟県胎内市	3	59	17	0	30	13	19	141	90	28	259	52	0	311	0	10	5	15	30	341	264.89	13	28,495	21	311	19	109.14	14	14.60	8	92.30	35	43.10	8					
202118	長野県中野市	5	77	23	1	25	10	31	172	147	33	352	35	0	387	0	10	10	21	41	428	112.18	31	43,969	7	385	6	87.56	26	13.91	11	97.10	23	41.80	19					
222232	静岡県御前崎市	3	67	18	0	11	6	26	131	67	23	221	72	75	368	332	6	5	13	356	724	65.56	34	31,714	16	368	7	116.04	8	13.40	14	97.40	18	40.70	29					
222241	静岡県菊川市	5	91	18	0	16	10	31	171	28	24	223	76	64	363	336	9	7	24	376	739	94.19	33	48,290	1	341	12	70.62	34	13.15	17	98.60	7	39.70	33					
222267	静岡県牧之原市	5	86	20	0	18	16	34	179	94	30	303	36	0	339	0	8	0	28	36	375	111.69	32	44,775	6	339	14	75.71	32	10.90	27	96.70	26	40.80	28					
232211	愛知県新城市	5	136	21	2	28	19	34	245	165	42	452	39	149	640	219	13	8	23	263	903	499.23	3	45,245	5	640	1	141.45	4	18.60	1	98.60	7	39.70	33					
282243	兵庫県南あわじ市	6	120	18	0	39	14	25	222	84	33	339	88	1	428	4	0	11	23	38	466	229.01	18	46,447	4	428	2	92.15	22	11.90	22	98.60	7	41.70	20					
302040	和歌山県有田市	3	49	14	0	12	13	10	101	78	17	196	23	46	265	168	8	0	21	197	462	36.83	35	27,240	23	277	26	101.69	17	13.40	14	97.20	20	42.20	16					
332151	岡山県美作市	4	114	14	0	25	14	19	190	75	33	298	47	63	408	57	15	12	28	112	520	429.29	6	26,924	26	408	4	151.54	1	15.90	3	97.30	19	44.30	2					
362069	徳島県阿波市	4	79	19	1	22	10	31	166	106	26	298	28	0	326	0	12	0	28	40	366	191.11	28	36,581	11	326	18	89.12	24	13.50	13	99.20	5	42.20	16					
372072	香川県東かがわ市	4	58	17	0	14	4	25	122	94	17	233	32	0	265	0	12	3	18	33	298	152.86	30	29,628	20	265	31	89.44	23	14.30	10	97.50	16	43.00	9					
422126	長崎県西海市	5	96	19	5	25	9	25	184	42	34	260	40	0	300	5	17	9	29	60	360	241.60	15	26,998	25	300	21	111.12	13	10.80	28	99.70	4	41.30	25					
422134	長崎県雲仙市	5	100	24	1	44	19	39	232	47	41	320	29	0	349	0	18	7	14	39	388	214.31	20	42,783	8	349	10	81.57	31	10.60	29	97.80	14	42.80	11					
442097	大分県豊後高田市	4	72	18	0	31	12	16	153	30	22	205	31	48	284	0	4	7	19	30	314	206.24	23	22,433	33	285	24	127.04	5	14.90	6	99.90	3	44.30	2					
442101	大分県杵築市	3	83	19	1	36	9	16	167	36	26	229	51	0	280	219	10	9	18	256	536	280.08	12	28,235	22	280	25	99.17	20	10.50	30	96.00	31	42.90	10					
442143	大分県国東市	4	87	22	1	29	11	31	185	58	27	270	49	89	408	260	8	8	36	312	720	318.10	11	27,163	24	408	4	150.20	2	15.20	4	100.90	1	42.60	14					
452084	宮崎県西都市	5	72	24	0	37	14	30	182	49	22	253	35	46	334	0	10	5	29	44	378	438.79	5	29,648	19	330	17	111.31	12	14.60	8	97.10	23	42.40	15					
462233	鹿児島県南九州市	4	86	29	0	57	12	39	227	50	25	302	50	0	352	0	11	1	16	28	380	357.91	9	34,152	14	352	9	103.07	16	12.11	21	98.00	12	44.10	5					
合計(35団体)		151	2,744	662	23	878	393	845	5,696	2,116	910	8,722	1,619	1,074	11,415	1,720	304	202	686	2,912	14,327	9860.74		1,147,214		11,415		97.41		-		平均97.6		平均42.4						
市(Ⅰ-0 平均)		4	76	18	1	24	11	24	158	60	26	243	45	28	316	49	9	6	19	82	398	281.74		32777.54		325.74		102.98												

232211	愛知県新城市(①)	5	136	21	2	28	19	34	245	165	42	452	39	149	640	219	13	8	23	263	903	499.23	3	45,245	5	640	1	141.45	4	18.60	1	98.60	7	39.70	33
--------	-----------	---	-----	----	---	----	----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	---	----	-----	-----	--------	---	--------	---	-----	---	--------	---	-------	---	-------	---	-------	----

類似団体との比較	修正値による職員数(②)	6	108	26	3	33	15	36	227	105	64	396	50	91	537
	超過数(①-②)	△1	28	△5	△1	△5	4	△2	18	60	△22	56	△11	58	103